島 根 県　広島電鉄株式会社、株式会社中国バス、備北交通株式会社、防長交通株式会社、中鉄バス株式会社、日ノ丸自動車株式会社、石見交通株式会社、一畑電車株式会社及び一畑バス株式会社
岡 山 県　関東バス株式会社、中鉄バス株式会社、岡山電気軌道株式会社、水島臨海鉄道株式会社、備北バス株式会社、宇野自動車株式会社、中鉄北部バス株式会社、日ノ丸自動車株式会社、一畑バス株式会社、土佐電気鉄道株式会社及び西日本鉄道株式会社
広 島 県　広島電鉄株式会社、広島バス株式会社、エイチ・ディー西広島株式会社、株式会社中国バス、芸陽バス株式会社、鞆鉄道株式会社、備北交通株式会社、因の島運輸株式会社、本四バス開発株式会社、防長交通株式会社、日ノ丸自動車株式会社、石見交通株式会社、一畑バス株式会社及び土佐電気鉄道株式会社
山 口 県　防長交通株式会社、サンデン交通株式会社及び船木鉄道株式会社
徳 島 県　土佐電気鉄道株式会社
香 川 県　土佐電気鉄道株式会社
愛 媛 県　株式会社中国バス、鞆鉄道株式会社、本四バス開発株式会社及び土佐電気鉄道株式会社
高 知 県　株式会社中国バス及び土佐電気鉄道株式会社
福 岡 県　株式会社中国バス、防長交通株式会社、サンデン交通株式会社、日ノ丸自動車株式会社、一畑バス株式会社、土佐電気鉄道株式会社、西日本鉄道株式会社、堀川バス株式会社及び南国交通株式会社
長 崎 県　壱岐交通株式会社及び南国交通株式会社
熊 本 県　南国交通株式会社
宮 崎 県　南国交通株式会社
鹿児島県　南国交通株式会社

最低賃金の改正決定に関する公示

秋田労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金（平成20年秋田労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 30 日

秋田労働局長　坂本　忠行

第４号中「１時間709円」を「１時間715円」に改める。

栃木労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、栃木県塗料製造業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 30 日

栃木労働局長　藤井　敏行

第４号中「１時間850円」を「１時間856円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月31日から効力を生ずる。

石川労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、石川県百貨店，総合スーパー最低賃金（平成20年石川労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 30 日

石川労働局長　礒部　隆文

第４号中「１時間770円」を「１時間775円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月31日から効力を生ずる。

石川労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金（平成20年石川労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 30 日

石川労働局長　礒部　隆文

第４号中「１時間815円」を「１時間820円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月31日から効力を生ずる。

石川労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金（平成20年石川労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 30 日

石川労働局長　礒部　隆文

第４号中「１時間815円」を「１時間820円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月31日から効力を生ずる。

石川労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金（平成20年石川労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 30 日

石川労働局長　礒部　隆文

第４号中「１時間718円」を「１時間721円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月31日から効力を生ずる。

石川労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年石川労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 30 日

石川労働局長　礒部　隆文

第４号中「１時間758円」を「１時間763円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月31日から効力を生ずる。

島根労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年島根労働局最低賃金公示第６号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 30 日

島根労働局長　佐藤　弘実

島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

１　適用する地域　島根県の区域

２　適用する使用者　前号の地域内で発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電子応用装置製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業、これらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所、電子部品・デバイス・電子回路製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電子応用装置製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業又は電子部品・デバイス・電子回路製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

３　適用する労働者　前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

⑴　18歳未満又は65歳以上の者
⑵　雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの
⑶　次に掲げる業務に主として従事する者
　イ　清掃、片付け又は整理の業務
　ロ　選別、検数、結束又は包装の業務
　ハ　運転停止中の機械、器具その他の設備の掃除の業務
　ニ　手作業による運搬の業務